



成田税務署からののお知らせ



【問合せ先】 〒 286-8501 成田市加良部1-15 TEL0476 (28) 5151 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

令和2年分確定申告（所得税・贈与税・消費税）の申告・納付期限は、4月15日（木）となりました。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和3年4月15日（木）まで延長することといたしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長することといたしました。

- 申告期限・納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈与税	令和3年3月15日(月)	


- 振替日

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)


スマホやパソコンでご自宅から確定申告ができます


STEP 1

「国税庁ホームページ」へアクセス

税務署に行く手間がかかりません 

確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます

 スマートフォンやパソコンで簡単に申告書が作成できます



確定申告書の作成はこちらから

STEP 2

申告書を作成

画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、簡単・便利に作成することができます

STEP 3

申告書を提出

■ 国税庁ホームページからe-Taxで送信 

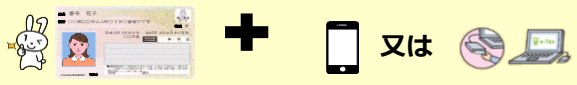
■ 印刷して郵送等で提出 

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス(有料)を利用すれば、印刷できます。

e-Taxの送信方法は2通り

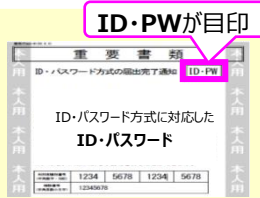
マイナンバーカード方式

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタ



ID・パスワード方式

- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)



確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書控と一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。
マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

確定申告会場への来場を検討されている方へ

申告書作成会場の開設について

開設期間	会場	所在地	時間
2月1日(月) ～ 3月15日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。 ただし、2月21日及び2月28 日の日曜日は開場します。	イオンモール成田 「イオンホール」 ※成田税務署では申告書 の作成・相談は行っておりま せん。	成田市 ウイング土屋24	【受付】 午前9時から午後4時まで ※会場の混雑回避のために、 受付を早めに締め切る場合 があります。 【相談】 午前9時から午後5時まで

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「**入場整理券**」が必要です。
- ✓ 入場整理券は**各会場**で**当日配付**しますが、**LINEを通じたオンライン事前発行**も可能です。
- ✓ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする場合があります**。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます（令和3年2月16日掲載開始予定）。
- ✓ 令和2年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和7年12月31日まで申告することが可能です。
- ✓ イオンモール成田では、還付申告などされる方のために、3月16日（火）から3月29日（月）まで（土・日・祝日を除く）相談を受け付けています。

確定申告会場における感染防止対策

確定申告会場にお越しになる方へのお願い

入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
- ✓ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ✓ 介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

税務署での対策のご紹介

- ✓ ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトを採用しています。
- ✓ こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置しています。
- ✓ 職員はマスク・フェイスシールドを着用して対応し、日々の体調管理も徹底しています。